

＜施設基準に適合している手術件数＞

令和6年1月～令和6年12月

分類される手術		各区分に該当する手術	件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	〔頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、機能的定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む）、脊髄刺激装置植込術及び脳神経手術（開頭して行うもの）をいう〕	0
	イ 黄斑下手術等	〔黄斑下手術、硝子体茎頭微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出術（表在性）、眼窩内腫瘍摘出術（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術（表在性）、眼窩内異物除去術（深在性）、眼筋移動術、毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍切除術をいう〕	0
	ウ 鼓室形成手術等	〔鼓室形成手術、内耳窓閉鎖術、経耳的聴神経腫瘍摘出術及び経迷路の内耳道開放術をいう〕	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	〔肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、膿胸膜、胸膜肺胝切除術（通常のもので胸腔鏡下のもの）、膿胸腔有茎筋肉弁充填術、胸郭形成手術（膿胸手術の場合）及び気管支形成手術をいう〕	0
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術		0
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	〔靭帯断裂形成手術、靭帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含む）、観血的関節授動術、骨悪性腫瘍手術及び脊椎、骨盤悪性腫瘍手術をいう〕	0
	イ 水頭症手術等	〔水頭症手術、髄液シャント抜去術、脳血管内手術及び経皮的脳血管形成術をいう〕	0
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	〔涙嚢鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術及び上咽腔悪性腫瘍手術をいう〕	0
	エ 尿道形成手術等	〔尿道下裂形成手術、陰茎形成術、前立腺悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱単純摘除術及び膀胱悪性腫瘍手術（経尿道の手術を除く）をいう〕	0
	オ 角膜移植術		0
	カ 肝切除術等	〔肝切除術、膵体尾部腫瘍切除術、膵頭部腫瘍切除術、骨盤内臓全摘出、胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術をいう〕	0
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	〔子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、卵管鏡下卵管形成術、陰嚢悪性腫瘍手術、造陰術、陰閉鎖症術（拡張器利用によるものを除く）及び女子外性器悪性腫瘍手術をいう〕	0
区分3	ア 上顎骨形成術等	〔顔面神経麻痺形成手術、上顎骨形成手術、頬骨変形治療骨折矯正術及び顔面多発骨折観血的手術をいう〕	0
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	〔耳下腺悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術及び口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術をいう〕	0
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）		0
	エ 母指化手術等	〔自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、神経血管柄付植皮術（手・足）、母指化手術及び指移植手術をいう〕	0
	オ 内反足手術等	〔内反足手術及び先天性気管狭窄症手術をいう〕	0
	カ 食道切除再建術等	〔食道切除再建術、食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術によるもの、腹腔鏡・従隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの）、食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）、食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）、食道切除後2次的再建術、食道裂孔ヘルニア手術及び腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術をいう〕	0
	キ 同種死体腎移植術等		0
4	区分4に分類される手術の件数（胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術）		9
その他の区分	人工関節置換術		5
	乳児外科施設基準対象手術	〔1才未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治術、胸腹裂孔ヘルニア手術、単心室症又は三尖弁閉鎖症手術（心室中隔造成術）、大血管転換症手術、左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）、先天性胆道閉鎖症手術、肝切除術、鎖肛手術（仙骨会陰式及び腹会陰式並びに腹仙骨式）、仙尾部奇形腫手術、副腎悪性腫瘍手術及び腎（尿管）悪性腫瘍手術に関する施設基準〕	0
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0
	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術		0
	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術		0

※医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術に係わる手術件数